

技術委員会組織の改正 及び 規格策定プロセスの見直し について

平成17年4月26日(火)
高圧ガス保安協会



本日の説明内容

1. 見直しの必要性・ポイント
2. 従来 of 規格作成組織・プロセス
3. 見直し後の規格作成組織・プロセス

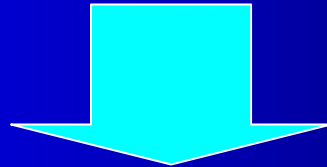
見直しの必要性(1)

- 日本の高圧ガス関連規制基準:

- 仕様規定

設備の構造や検査の方法等に対して詳細かつ具体的な仕様や方法を要求

→ 技術進歩への迅速かつ柔軟な対応が困難



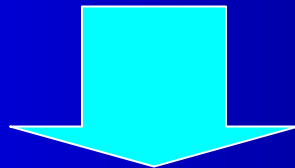
- 性能規定

設備や検査に求められる機能、性能水準について要求

→ 性能規定を実現する民間規格の活用

見直しの必要性(2)

- 性能規定を実現する民間規格は、公共性の高いものであることが望ましい。すなわち、
 - 公正性、公平性、公開性を重視したプロセスにより策定されたもの
 - 最新の技術的知見が反映されるよう定期的に見直し、改正を行うもの
 であるべきである。



KHKの技術基準を、より公共性の高いものとする必要がある。

→ 規格策定プロセスの見直しが必要

規格策定プロセス改正ポイント



- 公平性の確保
 - 公平な委員構成
- 公開性の確保
 - 情報公開
 - 規格開発の公知、議事概要の公開
 - パブリックコメントの実施
 - 会議の公開
- 公正性の確保
 - 規格策定手続きの公開と遵守
 - 適切な合意形成システム
 - 書面投票(letter ballot)及び結果の保存
 - 少数(反対)意見の尊重と解決の努力
 - 反対意見に対する書面回答
 - 疑義の受け付け制度



現在の技術委員会構成

常設委員会 (steering committee)

専門委員会
(ad hoc committee)



現在の技術委員会委員構成

● 中立・学識者	11名
● 石油精製・石油化学関係	5名
● 一般化学関係	6名
● LPガス関係	7名
● 容器則容器関係	4名
● 特定設備等関係	4名
● 冷凍空調関係	3名
計	40名

定期自主検査指針及び保安検査基準 の策定プロセス(平成16年度)





見直し後の組織図

技術委員会

圧力容器規格委員会
(特定則)

高圧容器規格委員会
(容器則)

高圧ガス規格委員会
(一般・液石・コンビ
則)

冷凍空調規格委員会
(冷凍則)

液化石油ガス規格委員会
(LP法)

(特別)個別の規格委員会
(必要に応じて設置)

分科会



見直し後の各組織構成・ 利害関係(業種)バランス

- 技術委員会：
高圧ガスの保安に関係する各業界を代表すると認められる見識者及び各規格委員会委員長により構成
- 規格委員会：
委員の業種区分を明確にし、偏りのない委員構成にする
(各区分毎の委員数は総数の1 / 3以下)
- 分科会
委員の業種区分を明確にし、偏りのない委員構成にする
(各区分毎の委員数は総数の1 / 2以下)



規格委員会業種分類(案)

規格が対象とする製品(機器、ガス他)の製造者
同対象の使用者
同対象の材料製造者
エンジニアリング・建設
学識者
検査
関係官庁・行政
その他一般(消費者等)



見直し後の規格策定プロセス





見直し後の規格類に係わる改正点

- 規格 (K H K S) は**基準**と**指針**とにその性格から分類して発行する
- 規格の解釈を明確化し統一するため、**解釈 (K H K - Interpretations)**を発行する
- 技術報告書や規格案などの**技術文書**を適切な審議手続きを経て発行することにより、これまで以上の活用を促進する

見直しスケジュール

- 平成17年7月から新技術委員会・規格委員会組織において規格策定を行えるよう、定款を改正し、必要な規定類を整備する。